

各 位

紀北信用金庫
理事長 森浦克好

当金庫元職員による不祥事件について

この度、当金庫において下記の不祥事件が発生いたしました。社会的、公共的に大きな役割を担い信用を旨とするべき金融機関として、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客様を始め、日頃から当金庫を信頼し、お取引をいただいているお客様に心からお詫び申し上げます。

1. 事件の概要

当金庫古戸支店（尾鷲市）に勤務していた営業主任の元職員（男性、35歳）が、令和1年11月から4年3月にかけてお客様の預金を解約するなどして着服・流用していたことが、当金庫の内部調査により、本年3月8日に発覚いたしました。この元職員は、お客様宅に定期積金掛金の集金に訪問した際、証書へは領収印を押印するも現金の入金処理を行わず着服し、発覚を防止する目的で満期前には他のお客様の定期積金掛金を流用し掛け込みするなどしておりました。また、「定期預金をまとめる手続きをします。」などと虚偽の説明を行い、払い出した現金を着服等しておりました。

着服金額については、現在調査中ではありますが、3月17日現在で判明している純着服額（実損金額）は1,011万円であります。この金額につきましては当元職員やその身元保証人から返済を受ける方針としております。

なお、当元職員はこれまでに、本店営業部、古戸支店での勤務経験がありません。

2. 被害に遭われたお客様への対応

被害を受けられたことが判明したお客様に対しては、元職員による不正行為の事実をお伝えした上で深くお詫び申し上げますとともに、被害額については精査のうえ当金庫が弁済を行ってまいります。

3. 警察等への通報等

事件発覚後の3月10日、速やかに所轄の警察署に相談しております。また、監督官庁への連絡も行っております。

なお、本事案については、告訴をすることとしております。

4. 人事処分

全体像を調査中であり、調査が長引くことが予想されますが、当元職員については3月9日付で懲戒解雇といたしました。その他、関係職員及び役員並びに本部関係職員についても、責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を行ってまいります。

5. 今後の対応について

当金庫ではコンプライアンスを経営の最重要課題として、法令等遵守態勢の確立に取り組んでおりますが、今回の事件を厳粛に受けとめ、引き続き内部管理態勢の充実・強化に役職員一丸となって取り組んでまいります。

また、本件について、お気づきの点がございましたら、以下までお問合せください。よろしくお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ先

総務部 0597-23-2341
(受付 平日 9:00~17:00)